

職長・安全衛生責任者能力向上教育(再教育)

厚生労働省の通達により事業者は、おおむね5年ごと及び機械設備等に大幅な変更のあったときに「職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育」を実施するものとすると示されています。

つきましては、当協会が標記教育を実施いたしますので、この機会に受講くださいますようご案内申し上げます。

関連通達「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」
平成29年2月20日付け基発0220第3号厚生労働省労働基準局長通知

受講資格

職長・安全衛生責任者教育等を受講後、おおむね5年以上の方など

受講資格確認の為、またはの**修了証コピー**が必要です

どちらか「職長・安全衛生責任者教育」修了証
「職長教育」修了証 + 「安全衛生責任者教育」修了証

「職長教育」か「安全衛生責任者教育」のいずれか一方しか修了証がない場合は、受講資格はありません。



カリキュラム

科目	範囲	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時等における措置 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等及び安全衛生責任者の役割	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督等の方法 効果的な指導方法 伝達力の向上	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30分
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること。 ・災害事例研究 ・危険予知活動 ・危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	130分

- 日時 令和6年3月5日(火) 9:00~16:10(休憩時間含)
- 会場 旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室(旭川市6条通4丁目)
- 講習料 会員16,533円 消費税10%含
(内訳:受講料15,400円、テキスト代1,133円)
会員外19,283円 消費税10%含
(内訳:受講料18,150円、テキスト代1,133円)
申込書の支払方法欄に 印を記入願います。(振込の場合は請求書を発行いたします)
- 申込方法 申込書に**修了証コピー**を添えて、当協会に提出して下さい。
- 受付期間 1/11~2/20(定員50名に達し次第締め切ります)
- 修了証 講習終了後、実施証明書と修了証を交付します。
- 注意事項 欠席の場合、講習日前までに申し出がない時は、返金できませんので、ご了承願います。

都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

申込み・問合せ先 旭川地方労働基準協会(インボイス発行事業者)
〒070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター6階
TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687



職長・安全衛生責任者教育 R6.1.16~17 職長教育 R6.2.27~28

職長・安全衛生責任者 能力向上教育申込書

【 令和6年3月5日 】

印の欄は記入しないで下さい

	受講者氏名		性別	生年月日	
	ふりがな ()		男 ・ 女	昭和 平成	年 月 日
住所	〒 - 携帯 (- -)				
事業場名				労働者数	名
所在地	〒 -			業種	
(ふりがな) 担当者氏名	()		電話	()	
			FAX	()	
講習料 支払方法 (印記入)	1. 振込 ・ 2. 現金書留送付 ・ 3. 協会窓口へ持参 いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います				
会員区分	会 員	コード 79	講習料 16,533円	入金日	
	会員外	コード 80	講習料 19,283円		

修了証のコピー（表・裏両面）を貼って下さい。
「職長・安全衛生責任者」または 「職長教育」+「安全衛生責任者」

修了証・表
のコピー

修了証・裏
のコピー